

事務連絡
令和3年12月23日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）
厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）に必要な PPE の無償配布については、「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和3年10月15日付け事務連絡）で医療従事者向け及び高齢者向けの追加接種分（3回目接種）の配布についてお知らせしたところです。

今般、医療従事者・高齢者以外の一般の方の追加接種（3回目接種）分の配布について追記し、別紙のとおり、令和3年10月15日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」を改正しました。

引き続き、各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

【問い合わせ先】

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

事務連絡

令和3年10月15日

令和3年12月23日改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用
物資の配布について

今般、新型コロナウイルスのワクチン追加接種（3回目接種）が開始されるため、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、個人防護具（以下「PPE」という。）に関して、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

記

1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン¹（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保について」（令和 3 年 9 月 22 日付け事務連絡）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

2. PPE の配布スキームについて

- 現時点で、年度内に接種件数が一定程度見込まれる医療従事者向け 3 回目接種及び高齢者向け 3 回目接種に関して配布を行っているが、これまでに配布した物資を医療従事者・高齢者以外の一般の方の 3 回目接種・小児の接種に用いても差し支えない。

¹ 令和 3 年 4 月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf

- 今般の PPE 配布は別添 1 及び 2 の考え方に基づき配布数を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 医療従事者・高齢者以外の一般の方の 3 回目接種に関して、11 月時点で接種体制整備のスケジュールの目処が示されていることから、サージカルマスク及び非滅菌手袋の配布を原則令和 4 年 2 月以降に行うが、同月前に受け取りを希望する場合は、別途、個別に受け付けることとする。また、令和 3 年 11 月 15 日付け事務連絡「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」において、早ければ令和 4 年 2 月頃から 5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）を対象とした接種が可能となる可能性があるとされているが、今回配布する PPE の数量に小児接種分に係る PPE や 12 歳以上 18 歳未満の者の 3 回目接種分に係る PPE も含まれている。なお、N95 等マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、医療従事者・高齢者向け 3 回目接種の PPE 配布時に、一般の方の 3 回目接種分も含めて配布済みである。
- 都道府県は、別紙 1、2 及び 3 を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班（mask_ppe_ctr@mhlw.go.jp）宛報告する。
- 配布先登録締め切りは、それぞれ以下のとおりとする。
 - ①別紙 1 医療従事者向け 3 回目接種分（12 月接種開始）：10 月 29 日（金）
 - ②別紙 2 高齢者向け 3 回目接種分（1 月接種開始）：11 月 26 日（金）
 - ③別紙 3 一般の方向け 3 回目接種分：1 月 21 日（金）
- 別紙 1 及び 2 には別添 1、別紙 3 には別添 2 に基づき厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布予定数が表示されるようになっている。この配布予定数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいても差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙 1、

2及び3に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。

- 今回の配布分については、住所地外接種の増加に備える観点から、各市町村の夜間人口と昼間人口の多い方を基に配布数を決定している。ただし、市町村によっては、管内の住民の多くが住所地で接種し、かつ他市町村の住民の住所地外接種を多く受け入れた場合、被接種者数が昼間人口及び夜間人口を上回り、国から配布した物資だけでは不足する可能性がある。この場合、基本的には、都道府県備蓄も活用しながら、各市町村において物資の確保を行うこととなるが、物資の確保が難しい場合には、都道府県を通じて、市町村からの個別相談を受け付けることとする。
- なお、上記の配布スキームは、国から配布先へのPPE配布に10日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和4年3月18日(金)の完了を念頭に期限設定を行っている。
- 令和4年2月前にサージカルマスク及び非滅菌手袋の受け取りを希望する場合は、登録様式の締め切り(1月21日)の前に別途、個別に受け付けることとする。また、別紙3を用いた今年度の配送完了期限は令和4年3月18日(金)とする。令和4年4月以降の受け取り希望がある場合の登録については、登録様式含め詳細を追って連絡する。ただし、PPE配布量の上限は、別紙3に記載された配布予定数となるため、別紙3を用いて配布予定数の半分を希望した場合、令和4年4月以降の受け取り可能な数量は残りの半分となる。また、別紙3を用いて配布予定数の全量を希望した場合には、令和4年4月以降の受け取りを希望することはできない。

3. その他

(国配布のPPEの配分について)

- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布のPPEを接種会場で使用するに当たっては、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布のPPEに係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡

「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。